

資産税関係について

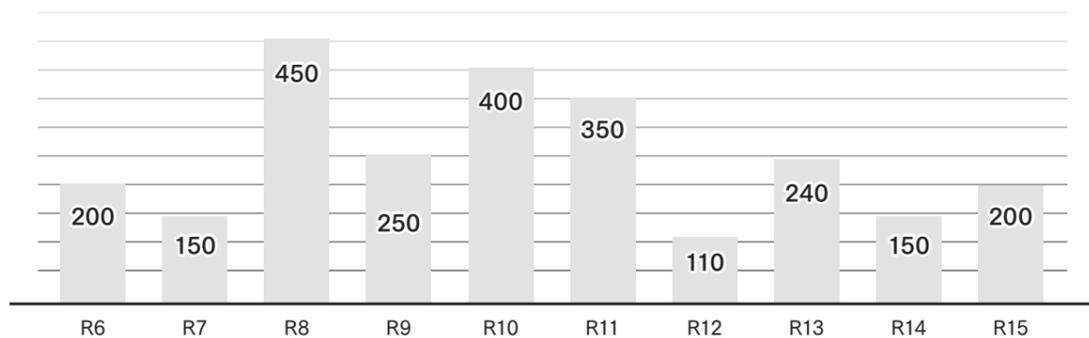
相続時精算課税制度の改正点

令和5年度税制改正で、相続時精算課税制度(以下、精算課税制度)の見直しが行われました。この見直しで精算課税制度にも『年間110万円の基礎控除』が設けられるようになりました。では、精算課税制度を選択していた方が、令和6年から10年間でどのように贈与を受けた場合、110万円の控除枠が出来ることでどう変わるのでしょうか。

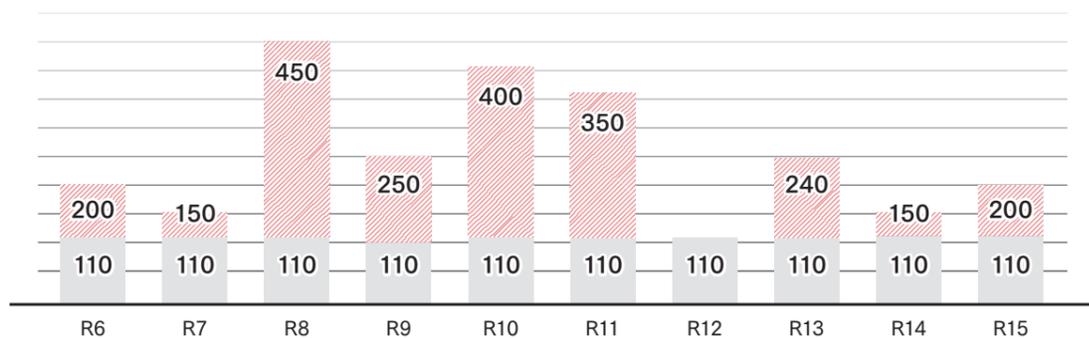
単位:万円

| 贈与年 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | 総額 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 贈与額 | 200 | 150 | 450 | 250 | 400 | 350 | 110 | 240 | 150 | 200 | 2,500 |

改正前の精算課税贈与



改正後の精算課税贈与



どちらも総額の2,500万円には贈与税がかかりませんが、改正前であれば贈与者がお亡くなりになった時に2,500万円すべてに相続税がかかることとなります。一方、改正後は110万円/年×10年=1,100万円の基礎控除枠がありますので、2,500万円-1,100万円=1,400万円だけが相続税のかかる額となります。

また、従前の精算課税制度であれば贈与金額の大小によらず、贈与をした度に申告を行う必要がありました。しかし、この基礎控除枠が出来たことにより、年間110万円以下の贈与については申告の義務もなくなっています。

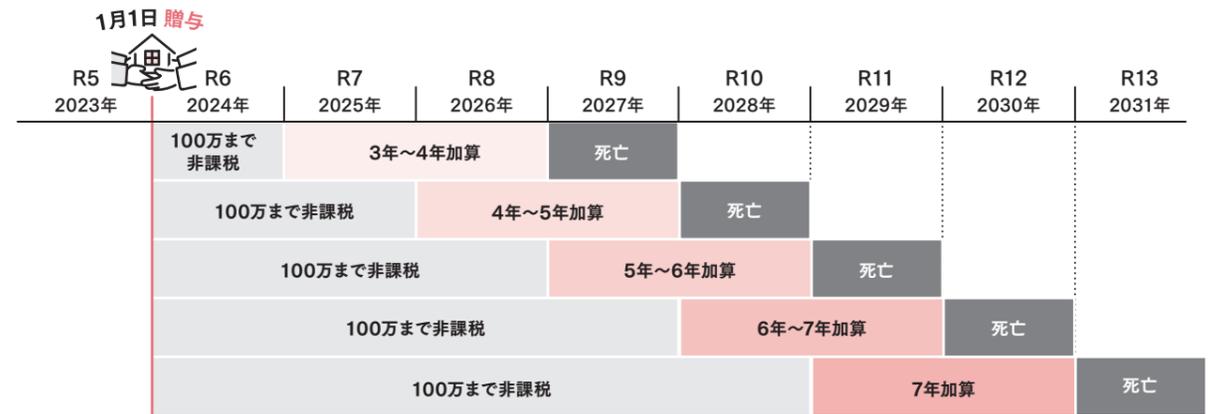
当改正は令和6年1月1日以後の贈与について適用されます。もっと詳しく知りたい方は、弊社担当までお気軽にお尋ねください。

生前贈与加算制度の加算期間の延長

相続の開始前3年以内に被相続人から贈与を受けて暦年課税制度の適用を受けていた場合、贈与財産はすべて相続税の課税対象財産となります。いわゆる「3年持ち戻し」と呼ばれるものです。これが、今回の改正により延長されます。

● 改正の内容

- 01 相続開始前に暦年課税贈与があった場合の相続財産に加算する生前贈与の期間を3年から7年に延長する。
- 02 延長した4年間(相続開始前3年超7年以内)に受けた贈与については、合計100万円まで相続財産に加算しない。



2024年1月1日からの贈与に新ルールが適用されるため、2027年1月1日以降に発生する相続に影響がでます

なお、持ち戻しの対象者は、当該被相続人から「相続又は遺贈により財産を取得した者」です。したがって、通常、法定相続人でない「孫」や「子の配偶者」などが受けていた生前贈与財産は、一切持ち戻しにはなりません。この点に関しては今回改正されていませんので、今後も「孫」や「子の配偶者」などへの生前贈与は、効果的な節税対策として十分活用できると言えます。

その他の改正事項

- 01 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置
 - ・適用期限が3年延長となります。(令和8年3月31日まで)
 - ・教育資金として費消されていない残額あった場合でも受贈者が
 - イ 23歳未満の場合
 - ロ 学校等に在学している場合
 - ハ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合
 であれば相続税の対象にならなかったのですが、上記の場合であっても相続税の課税価格が5億円を超える時は残額が課税対象となります。
- 02 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置
 - ・適用期限が2年延長となります。(令和7年3月31日まで)

いずれの制度も2023年(令和5年)4月1日以後に取得する信託受益権について適用となります。また、管理残額については贈与税の計算上、受贈者の年齢にかかわらず一般税率を使用することとなります。